

令和2年分 所得申告相談のお知らせ

下記のとおり所得税の確定申告相談と町・県民税の申告受付を行います。
申告すべき令和2年中の所得内容を十分把握し、必要書類をご持参のうえ、会場においてくださるようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症等のまん延防止のため、マスク着用、入場時の体温測定と手指消毒等を行いますので、ご協力をお願いします。
※来場前に、ご自宅等で事前に体温測定をお願いします。会場の検温で体温37.5℃以上の方は、当日の入場をお断りすることがあります。
※感染症等のまん延防止のため、可能な方は、ご自宅や職場から国税電子申告・納税システム（e-TAX）による電子申告にご協力ください。
- 申告相談期間中は、申告担当職員は下記申告会場におりますので、町民税務課窓口での申告受付はできません。
- 行政区毎に割当てておりますが、混雑状況により、午前に受付が済んでいても午後からの相談になる場合がありますのでご了承ください。
- 例年、朝の時間帯は大変混み合います。感染症のまん延防止の観点や、待ち時間短縮のため、混み合う時間を避けてご入場ください。
- 12：00～13：00はお昼休みを頂戴しますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- 営業や農業収入のある方は、受付時間短縮のため収支内訳書（このお知らせの5ページ目に記載しています）を必ず作成してきてください。

申告相談日程 2月4日(木)～3月15日(月)					
地区名	受付日	曜日	受付時間	受付行政区	受付会場
小 斎	2月4日	木	8:30～15:00	山口・中原・迫・源太郎	小斎 まちづくりセンター
	2月5日	金	8:30～15:00	麓・清水上・清水下・弓目木・北新	
大 内	2月9日	火	8:30～15:00	大山・青葉上・青葉南・青葉北・佐野・空久保	大内 まちづくりセンター
	2月10日	水	8:30～15:00	上町・下町・横手・黒佐野	
	2月12日	金	8:30～15:00	東福田・岩城南平・竹の内・西向・田辺・田林	
	2月15日	月	8:30～15:00	山屋敷・中平・七夕・南伊手・北伊手	
金 山	2月16日	火	8:30～15:00	1区・2区・3区・4区・5区	金山 まちづくりセンター
	2月17日	水	8:30～15:00	6区・7区・8区	
館矢間	2月18日	木	8:30～15:00	一区東・山田・木沼	館矢間 まちづくりセンター
	2月19日	金	8:30～15:00	一区西・二区西	
	2月22日	月	8:30～15:00	南木沼・松掛	
	2月24日	水	8:30～15:00	二区東・二区中	
筆 甫	2月25日	木	8:30～15:00	上一・上二・中一・中二・裏区・鷺ノ平 東山・古田・北山・川平一・川平二	筆甫 まちづくりセンター
大 張	2月26日	金	8:30～15:00	1区の1・1区の2・2区・3区 4区・5区・6区・7区	大張 まちづくりセンター
耕 野	3月1日	月	8:30～15:00	川向・茗茄沢・共愛・立石・協栄・金山	耕野 まちづくりセンター
	3月2日	火	8:30～15:00	大和沢上・大和沢中・大和沢下・入区・芦沢・東部	
丸 森	3月3日	水	8:30～15:00	川前・欠入・峠・廻倉・羽出庭・小坊木	館矢間 まちづくりセンター 注意※
	3月4日	木	8:30～15:00	新町・羽入・東向・大川口	
	3月5日	金	8:30～15:00	横町・山崎・五福谷・中通	
	3月8日	月	8:30～15:00	本町・深山・上滝	
	3月9日	火	8:30～15:00	田町・鳥屋・竹谷	
全地区	3月10日	水	8:30～15:00	都合等でお住まいの地区で申告できなかった方 ※例年、大変混み合いますので、可能な方は、お住まいの 地区での申告をお願いします。 ●最終日のみ、受付は午前11時まで	
	3月11日	木	8:30～15:00		
	3月12日	金	8:30～15:00		
	3月15日	月	8:30～11:00		

※昨年より、丸森地区と全地区の会場を館矢間まちづくりセンターに変更しておりますのでご注意ください。
(役場会議室が災害対応で使用不可のため)

申告相談時の準備物(一例)

- ◆所得の状況をまとめた収支内訳書 ◆給与、公的年金等の源泉徴収票
 - ◆生命保険料、地震保険料控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金領収書、障害者手帳、障害者控除対象認定書等の控除の対象となるものの証明書・領収書
 - ◆印鑑(朱肉を使うもの) ◆預金通帳とその届出印(申告の結果、所得税の納付又は還付が発生した場合)
 - ◆マイナンバーカードの写し又は通知カードの写しと身分証明書の写し ◆令和元年分の申告書の控え
- (注意) 会場では、申告者自身が持参されたメモリ等のデータは、セキュリティの関係で読みみできません。
申告者自身がデータで作成されました収支内訳書は、印刷のうえで持参されますようお願いいたします。

丸森町 町民税務課 TEL:0224-72-2116

確定申告をされる際の注意点

営業・農業・不動産の収入がある方

○収入や経費を実額で計算する「収支」計算で算出します。令和2年の1年間の収入支出を整理し申告することになりますので、必ず収支内訳書を作成のうえ、領収書とともに申告当日にご持参ください。なお、収支内訳書は、税務署で配付している様式や任意の様式でも構いません。

○減価償却費を申告される方は、前年の申告書の控えを必ずご持参ください。

○国の補助金等で固定資産を導入した場合は、総収入金額不算入の税制特例の対象となる場合があります。特例を受けるためには、確定申告の際に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」の提出が必要です。該当すると思われる方は、町民税務課備付けの様式を使用するか、もしくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードし、記載したものを紙で持参してください。

○課税売上高（営業・農業・不動産所得に係る収入合計）が1,000万円を超える方は、消費税の課税事業者となります。この場合、税務署への届出が必要となりますので、税務署での申告をお願いします。

○災害等により、帳簿書類や前年までの申告書の控えなどが消失してしまったときは、可能な範囲で帳簿書類を復元していただくことになります。また、それらの記録が全く残っていない場合には、過去の税務申告の記録から推定していくことになります。

医療費控除を受ける方

○医療費控除を受ける場合は、領収書ではなく「医療費控除の明細書」の提出が必要です。
医療費控除の明細書へ「受診者ごと」「医療機関ごと」に記入し、ご持参ください。

※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できますので、明細書と一緒にご持参ください。

※医療費控除の明細書は、このお知らせにある様式（6ページ目）を使用するか、町民税務課備付けの様式を使用するか、もしくは国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードし、記載又は入力したものを紙で持参してください。

※領収書について、申告での提出は不要ですが、税務署などから提示又は提出を求められることがありますので、5年間の保存が義務付けられています。

ふるさと納税(自治体への寄附)をされた方

○ふるさと納税ワンストップ特例制度により、確定申告の必要のない方で年間の寄附先が5自治体までであれば、寄附先に申請書を送付することにより控除を受けることが可能です。ただし、下記の条件から外れる場合は特例制度が適用されず、確定申告することが必要となりますのでご注意ください。

- ・寄附金控除以外の控除等を申告するために確定申告をするとき
- ・6自治体以上にワンストップ特例を申請したとき
- ・引っ越し等により、申請書に記載した申請者の住所が変更になったにもかかわらず、届出をしていないとき

「16歳未満の扶養親族」の申告漏れにご注意ください

年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除の適用はありませんが、町・県民税（個人住民税）の非課税限度額（個人住民税の均等割・所得割の課税を判定する所得金額）の算定に扶養親族の人数の申告が必要になり、税額に影響が生じる可能性がありますので、必ず16歳未満の扶養親族についても申告していただきますようお願いいたします。

申告が必要な方

- 営業、農業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得がある方
- 給与所得のほかに年金、営業、農業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得がある方で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与を受けている方で、主たる給与以外の給与所得と年金、営業、農業、不動産、譲渡、一時所得、その他の所得の合計額が20万円を超える方 ※主たる給与所得と退職所得を除く
- 医療費控除、扶養控除などの各種控除を申告する方
- 令和元年分以前に雑損控除を申告し、その年の所得金額から控除しきれない金額が生じた方で、繰越控除の適用を受けたい方（損失が生じた年分以後連続して申告する必要があります）
- 収入がなかった方（→このお知らせ4ページの「簡易申告書の提出について」を参照ください）

申告の必要がない方

- 令和3年1月1日現在、丸森町に住所を有しない方
 - 1か所から給与を受けている方で、年末調整が済んでいる方
 - 2か所以上から給与を受けている方で、全ての給与の支払を合算して年末調整が済んでいる方
 - 年金を1か所から受給し、その他の所得がない方で、申告しても所得税の納税、還付の発生しない方
※ただし、扶養親族等申告書を提出していない方は住民税申告が必要です
- ◆上記は一般的な例のため、そのとおりにならないこともあります。
不明な点があれば丸森町町民税務課もしくは大河原税務署にご連絡ください。

以下の申告は、税務署での受付になりますのでご注意ください

- 株式等の譲渡を伴う申告
- 初めての住宅借入金等特別控除の申告
- 公共事業以外の土地・建物の譲渡（売買）を伴う申告
- 震災、風水害等の被害の申告
- 過去の年分（令和元年分以前）の申告
- 青色申告
（町申告会場での収支内訳書のみ作成も不可）

大河原税務署確定申告書作成会場の開設について

下記期間中、大河原税務署にて確定申告の受付を行います。

開設場所：大河原税務署 東庁舎2階

開設期間：令和3年2月1日（月）～令和3年3月15日（月）

受付時間：午前9時～午後4時（開設時間 午前9時～午後5時）

- ・会場では、パソコンを利用して、ご自身で申告書を作成していただきます。
- ・会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」を配付します。
※「入場整理券」は、当日会場で受け取るか、もしくはLINEを通じたオンライン事前発行が可能。
詳細は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/taisaku.htm>）をご覧ください。
- ・申告書提出の際は、マイナンバー記載・本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。



問い合わせ先

◆丸森町 町民税務課 課税班

住所：〒981-2192 丸森町字鳥屋120番地
電話：0224-72-2116

◆大河原税務署

住所：〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字末広12の1番地
電話：0224-52-2202

自宅で確定申告書が作成できます

例年、申告会場はたいへん混み合い、長時間お待ちいただく場合がございます。
ご自宅からPCやスマートフォンを活用した申告が可能な電子申告（e-TAX）もご検討ください。

《自宅での確定申告書作成方法》

PCやスマートフォンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセス。
（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>）

◆必要な項目を直接入力すると、税額などが自動計算されます。
⇒作成した申告書を印刷して、税務署に郵送で提出することができます。

《e-TAXでの申告》

e-TAXにより、確定申告を自宅等（PCやスマートフォン）で行うことができます。

◆上記《自宅での確定申告書作成方法》で作成した申告書について、インターネットで税務署に提出することが可能です。

※e-TAXのご利用にあたっては、利用者識別番号の取得もしくはマイナンバーカード及びカードリーダーが必要となります。

簡易申告書の提出について

- 無収入もしくは非課税の収入（遺族年金・障害年金・失業給付金）のみの方で、同居する家族のどなたの扶養にもなっていない方（同居家族の年末調整や確定申告で、どなたの扶養にもなっていない方）
- 無収入もしくは非課税の収入（遺族年金・障害年金・失業給付金）のみの方で、町外に別居する家族の扶養になっている方
- 年金収入のみの方で、扶養親族等申告書を年金機構等に提出していない方

あてはまる方は、必ず下記の簡易申告書を役場町民税務課課税班へ提出してください（郵送提出に協力願います）
※住民税（町民税・県民税）額に影響する可能性がありますので、あてはまる方は必ず提出してください

（キリトリ線）

受付印

令和3年度（令和2年分）

市町村民税
道府県民税

簡易申告書

丸森町長殿			現住所			電話番号	
提出年月日			1月1日現在の住所	※上記、現住所と異なる場合に記入願います			
年	月	日	フリガナ	生年月日		世帯主の氏名	続柄
			氏名	明・大 昭・平			

令和2年1月から12月までの収入や家族状況のうち、該当する番号等を○で囲んでください。

1. 無職無収入であり、誰の扶養にもなっていなかった。
2. 障害年金・遺族年金・雇用保険（失業給付金）のいずれかを受けていた。
受給していた年金等の種類 障害者年金 ・ 遺族年金 ・ 失業給付金
（該当するものを○で囲んでください）
3. 町外に別居する家族等の扶養または援助を受けていた。
氏名: _____ 続柄: _____ 住所: _____

4. あなたが昨年中に扶養していた家族がいれば記入してください。

氏名	続柄	生年月日	状況	障害者手帳の級
			同居・別居	級
			同居・別居	級
			同居・別居	級

令和2年分 収支内訳書 (営業収入 農業収入 不動産収入)

申告者(経営者)の氏名:

※申告の際は、左記項目ごとに記入のうえ、内訳のわかるもの(領収書等)を持参くださるようお願いいたします。(領収書は左記の項目ごとに分けてください。)

※ご家族の中で複数名、この収支内訳書を提出する場合は、コピーして使用ください。

農業計算資料(農業申告をされる方は必ず記入願います)

面積 地目等	所有 面積	耕作 面積	転作 面積	貸付 面積	借受 面積	共済引 受面積
田	a	a	a	a	a	a
畑	a	a	—	a	a	a

収穫量 俵

受取小作料

田	米受取	俵	畑	金銭受取	円
	金銭受取	円		その他	

支払小作料(実額経費)

田	米支払	俵	畑	金銭支払	円
	金銭支払	円		その他	

農作物等の出荷金額

品目	数量	円
品目	数量	円
品目	数量	円

肉用牛(育成状況等)

肉用牛頭数	頭	市場販売収入	円
子和牛頭数	頭	個人販売収入	円
廃畜頭数	頭	雑収入	円

※市場に販売した牛については、必ず「肉用牛売却証明書」を持参願います。

収入金額		経費	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
販売・売上金額、賃貸料	①	諸材料費	ク
家事消費※	②	修繕費 ※1回の修繕が60万円 以上は減価償却費(C)	ケ
雑収入・その他の収入	③	動力光熱費	コ
	④	旅費交通費	サ
	⑤	通信費	シ
	⑥	広告宣伝費	ス
	⑦	接待交際費	セ
	⑧	損害保険料	ソ
	⑨	消耗品費	タ
	⑩	福利厚生費	チ
小計	⑪	作業用衣料費	ツ
		農業共済掛金	テ
		荷造運賃手数料	ト
		土地改良費	ナ
		雑費	ニ
			又
		経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用	ネ
		小計 (ア～ヌまでの小計) －(ネ)	G
		経費計(A～Gまでの計)	⑫
		専従者控除前の所得(⑪－⑫)	⑬
		専従者控除 ※専従者控除の金額がそのまま専 従者の給与収入となります。	⑭
		所得金額(⑬－⑭)	⑮

※家事消費とは・・・
飯米や贈答品などをいいます。

農業 雑収入 の内訳	金額(円)	金額(円)
作業受託料	円	中山間地域等直接支払交付金 円
各種精算金	円	円
経営所得安定対策交付金	円	円

※医療費控除を受けられる方は、明細書への記入・提出が必須となります。

【丸森町作成様式】

記入欄が足りない場合はコピーして使用してください。※町役場 町民税務課備付けの様式や、国税庁HPの様式の使用も可能です。

住所	氏名
----	----

令和2年分 医療費控除の明細書

この明細書は医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受けられる方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記(1)~(3)に記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険等で補てんされる金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

2 医療費(上記1以外の明細)

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入します。※上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険等で補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A (㉗ + ㉘) 円	B (㉙ + ㉛) 円
--------	-------------	-------------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円 A
保険金などで補てんされる金額	B
差引金額 (A) - (B)	C
所得金額の合計額	D
(D) × 0.05 (赤字のときは0円)	E
(E) と10万円のいずれか少ない方の金額	F
医療費控除額 (C) - (F)	G

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
 ③次の場合には、それぞれの金額を加算します。
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の(90)の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

令和2年分 セルフメディケーション税制の明細書

この明細書はセルフメディケーション税制による特例の適用を受ける場合に使用します。この控除を受けられる方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

①取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> ()
②発行者名 (保険者、医療機関名など)	

※取組に要した費用は控除対象ではありません

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入してください。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険等で補てんされる金額
合 計			